

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2016年2月3日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	7号機	高圧電源盤の点検時、待機中の機器へ起動信号が送られないようにする安全処置を実施していなかったことから、タービン補機冷却海水系ポンプ(A)が誤起動したことを確認した。当該事象の原因を調査。	G III 以下

3. G III グレード 10件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	環境監視盤 I 系に通信異常を示す警報が発生し、モニタリングポストおよび気象観測データが一時的に表示できなくなったことを確認した。当該盤を点検・修理。なお、モニタリングポストおよび気象観測データの測定は異常なく行われていた。	
2	1号機	ディーゼル駆動消火ポンプの起動時、直流電気出力に異常を示す警報の発生を確認した。当該ポンプを点検・修理。	
3	1号機	エリア放射線モニタCh. 6(原子炉建屋3階オペフロ北側エリア)の指示値が一時的に下限逸脱し、警報が発生したことを確認した。現場測定では異常なし。当該モニタを点検・修理。	
4	1号機	電解鉄イオン供給装置海水供給ポンプ(A)の点検時、主軸とカップリング等の隙間寸法が管理値を超えていることを確認した。当該ポンプを修理。	
5	1号機	154kV開閉所における変圧器点検のための電源停止時、蓄電池給電保安灯の回路で絶縁抵抗値が低下していることを確認した。当該回路を点検・修理。	
6	3号機	サービス建屋1階管理区域シャワー室前の天井部より微量の水の滴下、および床面に水溜まり(約500cc、汚染なし)を確認した。拭き取り実施、受け用バケツ設置済み。当該部を点検・修理。	
7	4号機	エリア放射線モニタCh. 38(原子炉建屋付属棟地下2階南東側エリア)の指示値が一時的に変動したことを確認した。当該モニタを点検・修理。	
8	6号機	給水制御系制御装置(A)系の故障を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。なお、当該装置(B)系にて正常に制御中であり問題なし。	
9	7号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)海水側ストレーナの差圧が一時的に高いことを示す警報の発生を確認した。当該計器を点検・修理。	
10	その他	固体廃棄物処理建屋において、空調機室(非管理区域)にある吸気ダクト接続部より微量の水の滴下、および床面に水溜まり(約1リットル、汚染なし)を確認した。拭き取り実施済み。漏えい箇所を特定し点検・修理。	